

令和 8 年度ふるさとものづくり支援事業 選考基準表

全国市町村へのモデル性を観点に入れながら、以下項目により評価・採点し、採択案件を決定する。

I 評価項目

項 目	評点
地域性	5：地域資源や地域特性に着目し、極めて有効に活用して新商品の開発に取り組むもの 4：地域資源や地域特性を活用して、新商品の開発に取り組むもの 3：今回の商品開発に取り組むことにより、新たに地域資源や地域特性となり得るもの 2：地域性がやや低い 1：地域性が低い ※地域性は評点×2を点数とする
新規性	5：開発する新商品等に新規性が特に高く類似製品がない 4：開発する新商品等の概念、製法等に多いに新規性が認められる 3：開発する新商品等の概念、製法等に新規性が認められる 2：開発する新商品等の新規性は認められるものの類似製品がわずかながら存在するもの 1：開発する新商品等の新規性が特に低く類似製品が存在するもの
市場性	5：市場の拡大が大いに期待できるもの 4：市場の拡大が期待できるもの 3：市場の拡大が見込まれるもの 2：市場の拡大が懸念されるもの 1：市場の拡大が期待できないもの
実現可能性	①研究体制、②スケジュール、③営業体制、④ノウハウ、⑤企業体力の観点から以下の点数を付与 5：実現可能性が特に高い 4：実現可能性が高い 3：実現可能性がある 2：実現可能性が低い 1：実現可能性が特に低い

II 加点措置

以下に該当する案件は、各号につき1点加点する。

- (i) 商品開発において新技術を導入する事業
- (ii) 産官学金との連携による実施体制が整っている事業
- (iii) 市町村が独自に補助（上乘せ補助）する事業
- (iv) 循環経済への取組などグリーン社会の実現に寄与する事業
- (v) AI技術の活用など生産性向上に資するデジタル技術の活用事業
- (vi) 申請時点において試作品が完成しており、具体的な商品開発、販売に向けた計画が整備されている事業（新商品開発等支援補助金に限る）

III その他

特別考慮すべき事項がある場合には最大2点加減して評価することができるものとする。

IV 補助対象外事業

以下に該当する案件は補助対象事業とならない。

- (i) 国または都道府県の補助を受けている。
- (ii) 研究開発の主要部分を他に委託する（販路開拓支援補助金を除く）。
- (iii) 企業等が債務超過の状況にある。